

夜間・早朝等加算に関するご案内

厚生労働省の定めた診療報酬点数の算定基準に基づき、下記の時間帯にご来院し、受診される方に関して、診察料（初診料または再診料）に「夜間・早朝等加算」50点を加算させていただきます。予めご了承ください。ご理解いただけますようお願いいたします。

◎土曜日の12：00以降に来院し、受診したとき。

※健康保険証の自己負担割合、お持ちの医療券（公費医療券等）などにより負担額が変わります。

例：3割負担の方は150円、2割負担の方は100円、1割負担の方は50円